

令和3年度第1回上越市地域包括支援センター運営協議会 次第

日時：令和3年8月4日(水)

午後7時から8時30分

会場：福祉交流プラザ 第1会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 委員紹介
- 5 会長副会長の選出
- 6 議題
 - (1) 地域包括支援センターの概要と運営協議会について (別紙1、別紙2)
 - ① 地域包括支援センターの概要について
 - ② 地域包括支援センター運営協議会について
 - (2) 令和2年度地域包括支援センターの業務実績について (別紙3)
 - ① 業務実績
 - ② 令和2年度重点取組業務
 - ③ 地域包括支援センター事業評価
 - (3) 令和3年度地域包括支援センターの業務について (別紙4)
 - ① 令和3年度重点取組業務
- 7 その他
- 8 閉会

地域包括支援センターの概要について

- 1 地域包括支援センターの目的(介護保険法 第 115 条の 46) ※参考資料 1 参照
地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるもの。
- 2 地域包括センターの業務内容 ※参考資料 2.3 参照
 - (1) 高齢者支援業務
 - ① 総合相談支援業務
 - ② 権利擁護業務(高齢者虐待防止・早期発見、成年後見制度の利用支援)
 - ③ 介護支援専門員への支援業務
 - ④ 介護予防ケアマネジメント
 - (2) 障害者等(ひきこもりの人を含む)支援業務
 - ① 総合相談支援業務
 - ② 権利擁護業務(障害者虐待防止・早期発見、成年後見制度の利用支援)
 - (3) 生活困窮者支援業務
 - (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 3 設置主体 上越市から委託を受けた法人等 ※参考資料 4 参照
- 4 職員体制
 - ・ 高齢者支援業務には、下記に掲げる職員を常勤職員として 4 人以上配置する。
 - ※①～③は必ず配置
 - ① 社会福祉士等
 - ② 保健師等
 - ③ 主任介護支援専門員等
 - ④ 介護支援専門員
 - ・ 障害者等支援業務及び生活困窮者支援業務には、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する職員を常勤職員として 1 人以上配置
- 5 市町村の責務(介護保険法施行規則第 140 条の 67)
 - ・ 市町村は、地域包括支援センターにおいて適正に事業を実施することができるよう、その体制の整備に努めるものとする。
 - ※市町村が事務局となって設置する地域包括支援センター運営協議会と連携しつつ、市町村が定める運営方針を踏まえた効果的、効率的な運営がなされているか等について、点検・評価を適切に行っていく。
 - ・ 市町村は、その設置の責任主体として、地域包括支援センターの運営について適切に関与しなければならない。

- ・地域包括支援センターの設置に係る具体的な担当圏域設定に当たっては、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当圏域を設定するものとする。

地域包括支援センター運営協議会について

1 地域包括支援センター運営協議会の位置づけ等 ※参考資料 5 参照

- ・ 上越市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第 1 条

地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、上越市地域包括支援センター運営協議会を置く。

- ・ 介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 2 号ロ

地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適正、公正かつ中立な運営を確保すること。

2 地域包括支援センター運営協議会の所掌事務（厚労省担当課長通知より抜粋）

①センターの設置等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域の設定 ・ センターの設置、変更及び廃止並びにセンター業務の委託先法人の選定又は委託先法人の変更
②センターの行う業務の方針に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が示すこととされている、センターの業務方針が適切かどうか、意見を述べる。
③センターの運営に関すること ※市町村の点検、評価の方針に基づいて、事業が適切に実施されているかどうか、必要な基準を作成したうえで、定期的または必要時にセンターの事業内容等を点検、評価する。	<p>(組織・運営体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織、運営体制、利用者満足の向上ほか <p>(個別の業務に関すること)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合相談支援業務 ・ 権利擁護業務 ・ 包括的、継続的ケアマネジメント支援業務 ・ 介護予防に係るケアマネジメント ・ 市町村事業との連携（在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）
④センターの職員の確保に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や関係団体等の間で調整を行う。
⑤その他の地域包括ケアに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援ネットワークを支える地域の社会的資源の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う。

令和 2 年度地域包括支援センターの業務実績について

1 業務実績

(1) 高齢者支援業務

① 総合相談支援業務

地域の高齢者の相談業務、実態把握、福祉サービスの調整等の実施

＜総合相談支援業務の相談対応実績 延べ件数＞ (単位:件)

区 分	令和元年度	令和 2 年度
介護保険	26,505	14,875
高齢者や介護者の健康	13,061	10,723
医療	7,081	5,406
介護方法や介護の悩み	4,997	3,812
認知症に関すること		2,220
実態把握	8,055	7,956
その他	7,444	5,462
計	67,143	50,454

② 権利擁護業務

虐待の防止・早期発見、成年後見制度の利用支援等の実施

＜権利擁護に関する相談対応実績 延べ件数＞ (単位:件)

区 分	令和元年度	令和 2 年度
相談件数	1,272	1,166

＜高齢者虐待の状況＞ (単位:件)

区 分	令和元年度	令和 2 年度
通告件数	62	72
虐待受理件数	34	33

③ 介護支援専門員への支援業務

支援困難事例に関する介護支援専門員への助言及び日常的な指導活動の実施

＜介護支援専門員に関する相談対応実績 延べ件数＞ (単位:件)

区 分	令和元年度	令和 2 年度
相談件数	2,615	2,790

④ 介護予防ケアマネジメント

チェックリスト対象者、要支援 1 及び 2 認定者に対して、介護予防及び日常生活支援を踏まえたケアプラン作成等の実施。

＜介護予防ケアプラン作成実績 延べ件数＞ (単位:件)

区 分	令和元年度	令和 2 年度
予防給付	18,228	19,034
介護予防ケアマネジメント	12,354	12,215

(2) 障害者等(ひきこもりの人を含む)支援業務

① 総合相談支援業務

地域の障害のある人、ひきこもりの人等の相談業務、実態把握、福祉サービスや制度等の利用に関する調整等の実施

＜総合相談支援業務の相談対応実績 延べ件数＞ (単位:件)

区 分	令和2年度
健康・医療	1,410
福祉サービスの利用	1,099
不安の解消・情緒の安定	1,028
家計・経済	853
家族関係・人間関係	640
就労	565
ひきこもり	204
その他	1,456
計	7,255

② 権利擁護業務

虐待の防止・早期発見、成年後見制度の利用支援等の実施

＜権利擁護に関する相談対応実績 延べ件数＞ (単位:件)

区 分	令和2年度
相談件数	271

(3) 生活困窮者支援業務(自立相談支援事業)

生活困窮者の抱える各種相談対応及び自立に向けた支援等の実施

＜生活困窮に関する相談対応等実績 延べ件数＞ (単位:件)

区 分	令和2年度
生活困窮に関する相談	4,276

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域ケア会議を通して社会的資源が有機的に連携することができる環境整備等の実施

＜地域ケア会議の実績 延べ件数＞ (単位:回数)

区 分	令和元年度	令和2年度
地域ケア推進会議	40	33
地域ケア個別会議	71	22

(5) その他(市主催)

① 地域包括支援センター職員を対象とした研修会

開催日時	内容
令和2年6月19日	地域ケア個別会議について
8月18日	権利擁護について ケアマネジメント業務について
11月10日	認知症について 介護予防について
令和3年3月10日	次年度の事業について

② 地域包括支援センター管理者意見交換会

開催日時	内容
令和2年7月29日	実態把握について
12月17日	個人情報の保護・管理について 業務の進捗状況等について

③ 地域包括支援センター障害担当職員意見交換会

- ・令和2年8月から月1回実施。(令和3年1月のみ大雪のため中止)
- ・情報共有や意見交換、事例検討等を実施した。

④ 生活困窮者自立支援事業支援調整会議

- ・令和2年6月から月1回実施。(令和3年1月は大雪のため中止)
- ・自立に向けた個々の目標やプラン内容等について確認し、支援の継続や終結などの判断を行うほか、情報共有や意見交換を実施した。

⑤ 地域包括支援センター巡回訪問

- ・業務の進捗状況の確認や、事務連絡などを行う。
- ・令和2年6月、9月は実施。令和3年1月は大雪のため、書面等で実施。

⑥ 介護予防支援事業所の実地指導

- ・基準に基づいた運営や適切な報酬請求の実施等について確認し指導を行った。
- ・実施期間は令和2年8月11日～12月16日(11事業所)。

2 令和2年度重点取組業務

(1) 介護支援専門員への支援について

【事業概要】

かかりつけ医や多職種と顔の見える関係を構築し、関係機関との連携体制を推進する。

【現状・課題】

- ・令和2年度ケアマネジャー研修会等開催実績：19回
- ・研修会のテーマは「地域との連携」や「医療介護連携」、「自殺予防」「高齢者の自立支援を栄養面から考える」など、各地域の実情に合わせて設定され、関係機関や多職種間での情報共有や連携の重要性について学ぶ機会となった。
- ・医療情報や生活状況など、対象者を適切に支援する上で必要な情報が、医療機関等をはじめとする関係機関に十分に伝わっていないケースがある。

【取組の方向性】

- ・引き続き、関係機関との情報共有を図るとともに、かかりつけ医や多職種との連携を推進する。

(2) 地域ケア個別会議について

【事業概要】

介護認定要支援者の自立を阻害する課題を解決するために、助言者を交えた地域ケア個別会議を実施し、自立支援を検討する。

【現状・課題】

- ・地域ケア個別会議開催実績：22回
- ・今年度から「高齢者の介護予防及び自立支援の促進」に重点を置いた会議を開催した。
- ・会議では、対象者の自立を阻害する要因を明確にし、助言者から課題解決のための助言を受けた。
- ・医療専門職からの助言を受けてケアプランや支援方法の見直しに繋がった結果、機能維持や改善が見られた事例があった。(屋内用の歩行器を導入したことで歩容が安定した、食生活の改善ができ必要なたんぱく質を摂取するようになった、目標にしていた畑仕事ができる等)。一方で対象者の生活歴や必要な医療情報等の把握が不十分であったり、医療専門職との連携が不足するケースも見られた。

【取組の方向性】

- ・引き続き、助言者を交えた地域ケア個別会議を通して、要支援者の自立を阻害する要因を明確にし、適切な介護予防支援に繋げる。

(3) 地域ケア推進会議について

【事業概要】

障害福祉や高齢者の見守り等に関する地域ケア推進会議を通して、上越市版地域包括ケアシステムの構築を目指す。

【現状・課題】

- ・地域ケア推進会議開催実績：33回
- ・「地域での見守り」・「障害福祉」・「地域での多職種連携」等をテーマに会議を開催した。
- ・地域での見守りをテーマとした会議では、地域ごとの実態や課題等を共有し、見守りの視点や方法、相談先など、具体的な支援について検討することができた。
- ・障害福祉をテーマとした会議では、地域包括支援センターと相談支援事業所の間で、地域等のネットワークづくりに向け協議し、相互理解を深めることが重要であるとの認識を共有した。

【取組の方向性】

- ・地域での見守りに関する課題の抽出を行い、対応方法の検討等について継続して取り組む。
- ・相談支援事業所等とのネットワークづくりに取り組み、相互理解を深める。

3 地域包括支援センター事業評価

- ・各地域包括支援センターにおいて、事業評価を実施。
- ・詳細については別紙資料（3-2, 3-3, 3-4, 3-5）、参考資料6参照。

地域包括支援センターの事業評価について

1 事業評価の目的

地域包括支援センターが地域において求められる機能を十分に発揮するために、地域包括支援センターごとの業務の状況を定期的に把握・評価し、これに基づいた必要な機能強化を図ること。

2 調査の種類

種類	設問数	回答者
市町村指標	59 問	すこやかなくらし包括支援センター、高齢者支援課
センター指標	55 問	市内 11 地域包括支援センター

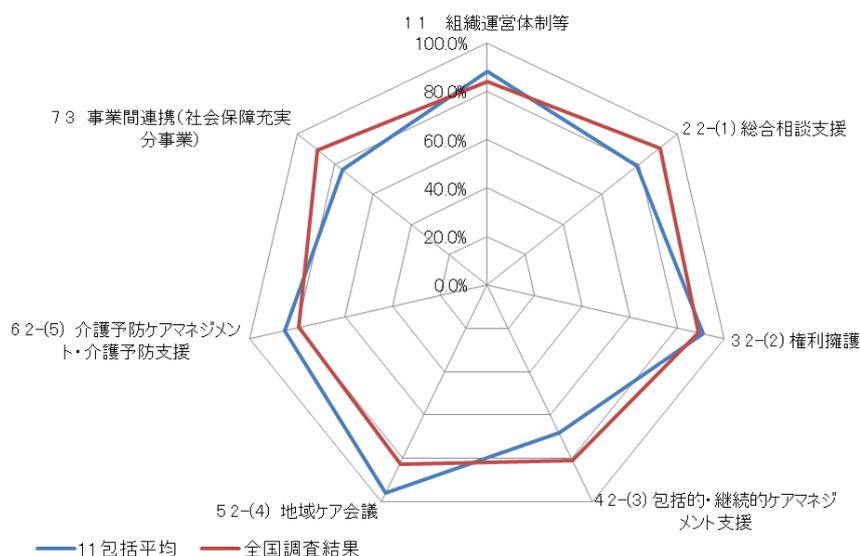
※全国で統一した調査票であり、平成 30 年度から開始。参考資料 6 参照

3 評価指標

項目	内容
1 組織運営体制等	3 職種の配置や平日以外の相談窓口の設置、住民に対する事業所の周知、個人情報管理、苦情対応等利用者満足向上等に関する事。
2-(1) 総合相談支援	地域における情報や資源の管理、市に対する相談実績の報告や記録の管理等に関する事。
2-(2) 権利擁護	高齢者虐待対応や、消費者被害、成年後見制度等に関する関係機関との連携等に関する事。
2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント	研修会の企画・開催や相談事例の管理など、介護支援専門員に対する支援等に関する事。
2-(4) 地域ケア会議	地域ケア個別会議、地域ケア推進会議において、自立支援・重症化予防の観点から個別事例の検討や地域課題の検討、市への報告等に関する事。
2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、インフォーマルな資源の検討や導入や、居宅介護支援事業所に委託した際の、台帳への記録・管理等に関する事。
3 事業間連携（社会保障充実分事業）	医療関係者との事例検討会や研修会、認知症初期集中支援チームとの情報共有、生活支援コーディネーターとの協議等に関する事。

3 地域包括支援センターの事業評価（地域包括支援センター）

○本市における地域包括支援センターの平均値と全国の平均値との比較



(1) 評価が全国調査より上回った項目について

【地域ケア会議】

多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から、個別事例の検討を行い、対応策を講じている。

【介護予防ケアマネジメント・介護予防支援】

自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市から示された基本方針を地域包括支援センター職員及び居宅介護支援事業所に周知している。

(2) 評価が全国調査より下回った項目について

【総合相談支援】

各地域包括支援センターでは、相談支援に関し、「相談者の困りごとが解決した場合」や「関係機関につなげ、引継ぎが確認された場合」等において終結としており、適切に対応している。しかし、これらの終結条件について市として明確に周知していなかったため、「終結条件を共有していない」と回答した地域包括支援センターが多かった。

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

介護支援専門員や医療機関等の関係者との意見交換や研修会等について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、例年どおりに開催ができなかったと回答した地域包括支援センターが多かった。

【事業間連携】

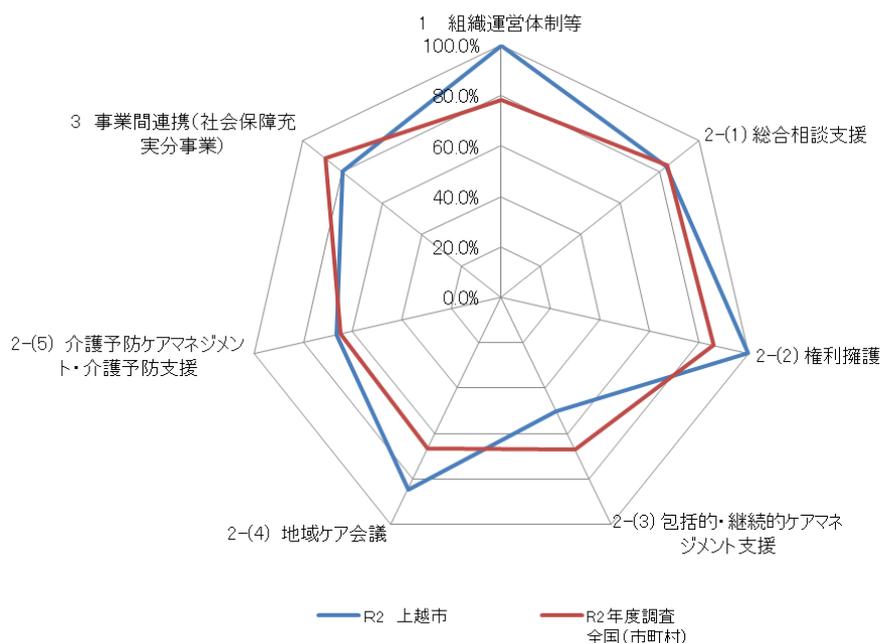
個別のケースについては、医療関係者や専門職と電話やメール等で連絡を取り、適切に対応したが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、これまでのように、会場に集合して実施する事例検討会等の開催ができなかったと回答した地域包括支援センターが多かった。

(3) 今後の取組

- 相談支援ケースについては、「相談者の困りごとが解決した場合」や「関係機関につなげ、引継ぎが確認された場合」等の判断条件について、市と地域包括支援センターで共有する。
- コロナ禍においても、介護支援専門員や医療機関などの関係機関と適切な意見交換や事例検討ができるよう、ICT やオンライン会議等のツールの活用を図っていく。

3 地域包括支援センターの事業評価（上越市の評価）

○全国平均値との比較



(1) 評価が平均より上回った項目について

【組織運営体制等】

各地域包括支援センターに対し、運営方針を示すとともに、地域包括支援センター職員向けの研修を行い、支援や指導等を行った。

【権利擁護】

高齢者虐待等の事例については、地域包括支援センターと共有し対応策を検討した。

【地域ケア会議】

各地域包括支援センターに対し、地域ケア個別会議の運営方法について周知するとともに、会議で検討した個別事例については、その後の変化をモニタリングする仕組みを構築した。

(2) 評価が平均より下回った項目について

【包括的・継続的ケアマネジメント支援】

関係機関や関係者との意見交換は、地域包括支援センターが中心となって行っており、すこやかなくらし包括支援センターは必要に応じてその場に出席している。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、地域包括支援センターでは例年どおり意見交換の場を開催できなかったことを踏まえ、開催支援に課題があると捉え、回答した。

【事業間連携】

医療関係者と合同の事例検討会等は、地域包括支援センターにおいて実施しており、すこやかなくらし包括支援センターは必要に応じて出席している。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、地域包括支援センターでは例年どおり事例検討会を開催できなかったことを踏まえ、開催支援に課題があると捉え、回答した。

(3) 今後の取組

- ・引き続き、オンライン会議を活用しながら、地域包括支援センターとの意見交換会や巡回訪問等を実施し、地域の実態を把握するとともに、必要に応じて医療関係者や関係機関等と連携した研修会等を行っていく。

地域包括支援センターにおける障害者等支援業務及び生活困窮者支援業務について

1 意見交換会や巡回訪問での担当職員への聞き取り内容

(1) 障害者等支援業務や生活困窮者支援業務を実施したことによる効果

- ・ 介護や認知症など高齢者に関するだけでなく、金銭面の課題や障害、ひきこもりなど世帯が抱える複合的な課題について、丸ごと対応している。
- ・ これまで表面化していなかった地域の中にある様々な課題が寄せられている。
- ・ 地域の町内会長や民生委員などからも様々な相談があり、相談窓口の周知が進んだ。

(2) 障害のある人やひきこもり、生活困窮者等の相談支援の現状

＜相談内容の傾向＞

- ・ 周囲の人は悩んでいても、当事者本人に困り感がなく、サービス利用につながりにくい。
- ・ 相談の背景には、これまでの生活習慣や家庭環境が複合的に絡んでおり、家族全体を捉えた支援を必要とすることが多い。
- ・ 頻繁に同じ相談者から電話がかかってくることもあるほか、終結には時間がかかり、長期的な見守りを含めた支援が必要な場合が多い。

＜業務の内容＞

- ・ 事前に研修を受けたものの、経験が少ない分野であり、戸惑うことがある。
- ・ 聞き取りや情報収集、課題の洗い出し、支援方法の検討、関係機関等へのつなぎ方等について、より円滑な対応が求められる。

2 今後の取組

(1) 対応力の向上

- ・ 引き続き、対応力の向上を図るため、研修会や事例検討会を開催するとともに、困難事例については、すこやかにくらし包括支援センターや福祉課等が、地域包括支援センターと一緒に対応する。
- ・ 今後も、地域包括支援センターとすこやかにくらし包括支援センター等の関係課と意見交換を行い、実態や課題を整理し、効果的な相談支援について検討していく。

(2) 地域や関係機関との連携強化

- ・ 引き続き、地域ケア推進会議等を通して、民生委員等の支援者と地域の課題や見守り体制を共有するとともに、地域包括支援センターと相談支援事業所との合同の会議や研修会等を開催し、相互理解の促進を図る。

令和 3 年度地域包括支援センターの業務について

1 令和 3 年度重点取組業務

(1) 地域ケア会議の推進

【取組内容】

- ・介護認定要支援者の自立を阻害する課題を解決するため、助言者を交えた地域ケア個別会議を実施し、適切な介護予防支援に繋げる。
- ・地域ケア推進会議において、障害福祉や地域での見守りに関する地域課題の整理や具体的な対応の検討に取り組む。
- ・地域ケア推進会議を実施し、相談支援事業所と地域包括支援センター等とのネットワークづくりに取り組み、相互理解を深める。

<取組予定>

- ・地域ケア個別会議 各地域包括支援センター一年 2 回開催
- ・地域ケア推進会議 各地域包括支援センター一年 3 回開催

(2) 医療・介護連携の推進

【取組内容】

- ・かかりつけ医や多職種と顔の見える連携体制の構築に向け、地域連絡連携票の活用や ICT の活用を周知するとともに、介護支援専門員を対象とした医療連携に関する研修会等を実施する。

<取組予定>

- ・介護支援専門員向け研修会 各地域包括支援センターで開催

(3) 複合的な課題を抱えるケースへの対応

【取組内容】

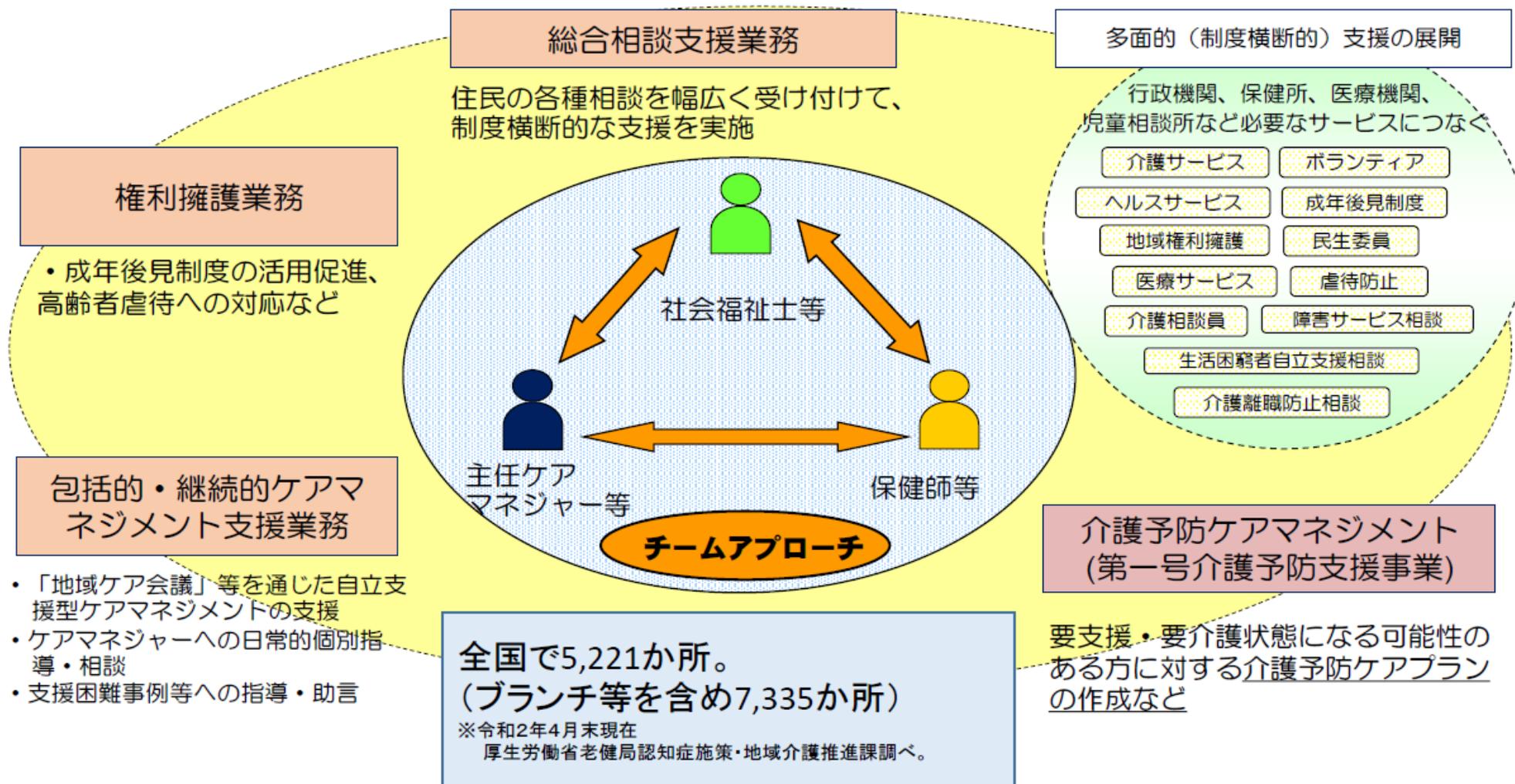
- ・複合的な課題を抱えるケースについて、関係機関と連携しながら課題の解決ができるよう、事例検討や研修会等を通して地域包括支援センター職員の対応力の向上を図る。
- ・支援者が高齢者虐待の早期発見・早期対応に取り組み、適切な対応ができるよう、虐待防止マニュアルの活用を図り、虐待に関する意識を高める。

<取組予定>

- ・地域包括支援センター職員研修（年 5 回）
 - 第 1 回 福祉制度について（実施済）
 - 第 2 回 認知症について、権利擁護について
 - 第 3 回 介護予防・重症化予防について
 - 第 4 回 医療連携について、介護予防プランについて
 - 第 5 回 次年度の事業について
- ・生活困窮者自立支援事業支援調整会議（毎月）
- ・障害支援担当職員支援検討会（毎月）

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）



上越市地域包括支援センター運営方針

上越市福祉部すこやかなくらし包括支援センター

令和 2 年 4 月

目 次

- I 方針策定の趣旨
- II 地域包括支援センターの意義・目的
- III 運営上の基本的考え方や理念
 - 1 公益性の視点
 - 2 地域性の視点
 - 3 協働性の視点
- IV 業務推進の指針
 - 1 共通事項
 - (1) 活動計画の策定
 - (2) 設置場所等
 - (3) 職員の姿勢
 - (4) 地域との連携
 - (5) 個人情報の保護
 - (6) 広報活動
 - (7) 苦情対応
 - 2 高齢者支援業務
 - (1) 総合相談支援業務
 - ①総合相談
 - ②実態把握
 - (2) 権利擁護業務
 - ①成年後見制度
 - ②老人福祉施設等への措置
 - ③高齢者虐待への対応
 - ④困難事例への対応
 - ⑤消費者被害防止
 - (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護支援専門員への支援業務）
 - ①日常的個別指導・相談
 - ②研修会・事例検討会等の実施
 - ③支援困難事例等への指導・助言
 - (4) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）
 - ①指定介護予防支援業務の委託について
 - ②その他
 - 3 障害者等（ひきこもりの人を含む）支援業務
 - (1) 障害者等相談支援業務
 - ①総合相談

- (2) 権利擁護業務
 - ①成年後見制度
 - ②障害者福祉施設等への措置
 - ③障害者虐待への対応
 - ④困難事例への対応
 - ⑤消費者被害防止
- 4 生活困窮者支援業務（自立相談支援事業）
- 5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（障害者、生活困窮者及び高齢者を含めた上越市版地域包括ケアシステム構築のための業務）
 - (1) 地域包括支援ネットワークの構築（地域ケア推進会議）
 - (2) 地域ケア個別会議の実施
- 6 自己評価について

上越市地域包括支援センター運営方針

I 方針策定の趣旨

この「上越市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター(以下：センター)の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、業務の円滑で効率的な実施に資することを目的に策定する。

II センターの設置意義・目的

- 1 センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されるものである。(介護保険法第115条の46第1項)
- 2 センターの設置主体は市であることから、市はセンターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与する必要がある。具体的には、地域の関係機関との連携体制の構築など重点的な取組方針について、市とセンターが共通認識の下、連携して適正な運営に努める必要がある。
- 3 市が設置するセンター運営協議会は、センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の適切な意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立なセンターの運営を確保する。

III 運営上の基本的考え方や理念

1 公益性の視点

- ・センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- ・センターの運営費用は、市民が負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。

2 地域性の視点

- ・センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営について地域ケア会議等の場を通じ、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

3 協働性の視点

- ・センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種は、「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念、方針を理解した上で、連携、協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として支える。
- ・地域の保健、福祉、医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動を行う。

IV 業務推進の指針

1 共通事項

(1)活動計画の策定

- ・センターは、地域の実情に応じて必要となる活動計画・活動目標を設定し、各地域において創意工夫した特色ある事業運営に努める。
- ・この事業計画は、センターの基本姿勢を表すものとして、住民に対しても分かり

易く広報する。

(2) 設置場所等

- ・地域住民や介護支援専門員、サービス事業者等の多様な関係者がアクセスしやすい場所に事業所を設置する。
- ・運営における基本的視点（公益性、地域性、協働性）に立って事務所を設置する。

(3) 職員の姿勢

- ・センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた地域で介護が必要な状態になっても自分らしい生活を送ることができるよう支援を行うことを念頭に置き、常に当事者の最善の利益を図るために業務を遂行する。

(4) 地域との連携

- ・地域ケア推進会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向け積極的に取り組む。

(5) 個人情報の保護

- ・相談者の個人情報の保護については管理を徹底し万全の対策を講じること。
- ・センターでは、高齢者等の様々な情報を得ることになるため、その情報管理には万全を期することが求められる。センターが有する高齢者等の情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れたりすることのないように情報管理を徹底すること。また、併設する事業所の職員等から閲覧されることができないよう措置を講じること。

(6) 広報活動

- ・地域住民からセンター業務への理解と協力を得るためにパンフレットや広報紙等を作成し、様々な場所や機関への配布を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報すること。

(7) 苦情対応

- ・センター（指定介護予防支援事業所）に対する苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録をする他、市担当課に対して速やかに苦情対応の報告及び協議を行うこと。

2 高齢者支援業務

(1) 総合相談支援業務

① 総合相談

- ・地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

② 実態把握

- ・地域の独居又は高齢者のみ世帯等への個別訪問により、高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるように取組み、必要な支援を行う。

(2) 権利擁護業務

困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点で支援を行う。

① 成年後見制度

- ・認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭的管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図る。

② 老人福祉施設等への措置

- ・判断能力が低下した高齢者を、虐待等から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、市担当課や総合事務所との連携を図り、支援を行う。

③ 高齢者虐待への対応

- ・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市担当課や総合事務所と連携を図り、適切に対応する。

④ 困難事例への対応

- ・困難事例を把握した場合は実態把握の上、センターの各職員が連携、協働して対応策を検討する。

⑤ 消費者被害防止

- ・地域団体、関係機関との連携の下、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護支援専門員への支援業務）

① 日常的個別指導・相談

- ・介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な立場からの個別指導や相談への対応を行う。

② 研修会・事例検討会等の実施

- ・介護支援専門員のニーズに基づき、資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携の上、研修会を実施し、意見交換会や事例検討会等を実施する。

③ 支援困難事例等への指導・助言

- ・地域の介護支援専門員が抱える困難事例に対して、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

(4) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

総合事業において、チェックリスト対象者、要支援1及び2認定者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき訪問型サービス、通所型サービス、インフォーマル等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

①指定介護予防支援業務の委託について

センターは、指定介護予防支援業務のうち、一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。この委託に当たっては、次の点に留意の上、行うこととする。

- ・指定介護予防支援事業者業務の一部を委託する場合においても、アセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮しなければならない。
- ・業務を受託する指定居宅介護支援事業者は、県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等、必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者である必要がある。
- ・指定介護予防支援に係る責任主体はセンターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと。また、委託先の指定居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、当該評価を踏まえ今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。
- ・委託料については、業務量に合った適切な額を、センターが指定居宅介護支援事業所との契約において設定すること。
- ・指定介護予防支援業務を委託するにあたっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。
- ・指定介護予防支援業務を委託するにあたっては、委託先の指定居宅支援事業所の業務に支障の無い範囲で委託すること。

②その他

センターは必ずしも24時間体制をとる必要はないが、緊急時の対応等の場合も想定し、センターの職員に対して速やかに連絡体制が取れる体制を整備しておく必要がある。

また、要介護者に対する指定居宅介護支援事業所の紹介を行う際には、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないようにする必要がある。

3 障害者等(ひきこもりの人を含む)支援業務

(1)障害者等相談支援業務

総合相談

- ・地域の障害者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

(2)権利擁護業務

困難な状況にある障害者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

①成年後見制度

- ・知的障害や精神障害などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な障害福祉サービス利用や、金銭的管理、法的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図る。

②障害者福祉施設等への措置

- ・判断能力が低下した障害者を、虐待等から保護するため、身体障害者福祉法または知的障害者福祉法上の措置が必要な場合は、市担当課や総合事務所との連携を図り、支援を行う。

③障害者虐待への対応

- ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、速やかに当該障害者の状況を把握し、市担当課や総合事務所と連携を図り、適切に対応する。

④困難事例への対応

- ・困難事例を把握した場合は実態把握の上、地域包括支援センターの各職員が連携、協働して対応策を検討する。

⑤消費者被害防止

- ・地域団体、関係機関との連携の下、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための関係機関を紹介する。

4 生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者(以下：生活困窮者)に対し、一人ひとりの状況に応じた自立支援計画を作成し、自立に向けた人的支援を包括的に提供する。

(1)生活困窮者からの包括的な相談支援

- ・訪問支援も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う。
- ・生活困窮者が最終的に安定的な自立生活を営めるようになることを目指し、課題解決のための支援を行うとともに、関係機関との連携を図る。

(2)自立相談支援計画策定

- ・自立相談支援員は支援対象者の意思を尊重しながら、自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、一人ひとりの状況に応じた具体的なプランを作成する。

(3)関係機関とのネットワークづくり

- ・生活困窮者の社会参加は、その人の生活を安定させるとともに、自己実現の機会を与えるものである。また労働力人口が減少する中で、社会の支え手を増やすことにもつながることから、地域ネットワークの強化や社会資源の開発など、地域づくりにも取り組む。

5 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務(障害者、生活困窮者及び高齢者を含めた上越市版地域包括ケアシステム構築のための業務)

地域住民が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、介護支援専門員、相談支援専門員、かかりつけ医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種が協働することが必要である。そのため、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付、障害福祉サービス等におけるケアマネジメントとの相互の連携を図り、個々の状況や変化に対応した包括的・継続的なケアマネ

ジメントを実現するため、連携・協働の体制づくりや、介護支援専門員及び相談支援専門員に対する支援等を行う。

(1) 地域包括支援ネットワークの構築（地域ケア推進会議）

- ・介護及び障害福祉サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が連携することができる環境整備を行うことが重要であり、こうした連携体制を支える基盤として、多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要である。地域特性に応じたネットワークを構築することにより、地域の関係者との相互のつながりを築き、日常的に連携が図られるよう留意する。
- ・地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供し相談活動を効果的、効率的に行う他、サービス提供機関や専門相談機関等の一覧表作成等により、利用可能な機関、団体等の把握などを行う。

(2) 地域ケア個別会議の実施（市主催）

- ・地域ケア個別会議は、医療・介護・福祉等の専門職をはじめ、民生委員・児童委員、町内会長、介護保険事業所、障害福祉サービス事業所などの地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者等の住み慣れた地域での生活を地域全体で支援していくことを目的とするものである。
- ・高齢者の実態把握や、課題解決のための地域包括支援ネットワークを構築すると共に、法の理念に基づいた、高齢者の自立支援・介護の重度化の防止に資するケアマネジメントの支援、及び個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の抽出を行う。

6 自己評価について

地域包括ケアシステムを構築していくに当たり、センターの運営が安定的・継続的に行われていくことが重要である。そのためには、センター自らがその取組を振り返るとともに、設置者である市がセンターの運営や活動に対する点検や評価を定期的に行っていくことが重要である。

<評価項目>

- ・組織運営体制
- ・個人情報の保護
- ・利用者満足度の向上
- ・総合相談支援業務
- ・権利擁護業務
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ・地域ケア会議（地域ケア推進会議、地域ケア個別会議）
- ・介護予防ケアマネジメント・介護予防支援
- ・事業間連携（関係機関との連携）

地域包括支援センター運営事業委託仕様書
(地域包括支援センター〇〇)

1 委託名 地域包括支援センター運営事業

2 業務目的

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。各種保健・福祉・医療サービス等を総合的に調整し、担当エリアの地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

3 委託期間

委託期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

4 委託場所

〇〇地区

5 業務内容

受託者が行う業務の内容は次のとおりとし、常に善良な管理者の注意のもと、公平、公正、中立の立場から実施するものとする。

(1) 高齢者支援業務

① 総合相談支援業務

ア 総合相談

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じて、地域に住む高齢者等に関するさまざまな相談を受け、地域における適切なサービス・関係機関・制度につなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて支援センターの各業務につなげていくものとする。

イ 実態把握

地域の高齢者等について、支援が必要な人を発見するとともに、地域ごとの課題やニーズを把握するため、以下の業務を行うものとする。

- ・ 上越市が提供する名簿等を利用し、個別訪問を行うこと。
- ・ 訪問を通して、個人の生活機能（運動、栄養、口腔、閉じこもり、うつ、転倒骨折、虚弱等）に関するリスク、生活支援に関するニーズ、権利擁護の必要性を把握すること。
- ・ 訪問を通して、地域にどのような課題や傾向があるのか、また、地域に存在する社会資源の実態や活用状況等を把握し、地域ケア会議等を活用して地域課題や今後必要となるネットワーク、社会資源を明らかにすること。
- ・ 個別訪問においては、市が定めるチェックシートを利用すること。

- ・ 実態把握及び介護ニーズの結果を記載した台帳を整備すること。
 - ウ 介護認定の申請受付及びチェックリストの作成について
 - 介護認定の申請に当たり、申請受付やチェックリストの作成等を行うこと。
 - エ その他在宅福祉の向上に必要と認められる業務
- ② 権利擁護業務
- ア 高齢者虐待の防止及び啓発に関する業務
 - イ 高齢者虐待ケースへの対応
 - 高齢者の虐待防止と養護者への支援に関し、市と連携して下記の業務を行う。
 - ・ 虐待の相談・通報・届出への対応
 - ・ 関係機関からの情報収集と訪問調査
 - ・ 支援方針の決定に向けた高齢者虐待対応会議への参加等
 - ・ 措置後の支援
 - ・ 支援実施後のモニタリング
 - ウ 判断能力を欠く状況にある人への支援
 - 高齢者の判断能力の状況等を把握し、必要に応じて成年後見制度又は日常生活自立支援事業など、適切な利用及び申請等を支援する。
 - エ 消費者被害の防止及び対応に関する業務
- ③ 介護支援専門員への支援業務
- ア 介護支援専門員のスキルアップ
 - インフォーマルサービスの活用や自立支援に資するケアプランの作成、給付適正化の視点での介護保険サービスの利用など介護支援専門員の支援を重点的に実施するために指導及び情報提供を行うこと。また、介護支援専門員のニーズに基づき、介護支援専門員研修会及び関係機関との意見交換会をそれぞれ年1回以上開催すること。なお、実施1か月前までに計画書、実施後2週間以内に報告書を作成し、それぞれ市担当課に提出すること。
 - イ 処遇困難事例への支援
 - 処遇困難事例について介護支援専門員からの相談を受け、関係機関と調整・連携の上、対応すること。
- (2) 障害者等（ひきこもりの人を含む）支援業務
- ① 障害者等相談支援事業
- ア 総合相談
 - ・ 本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じて、地域に住む障害者等（ひきこもりの人を含む）に関するさまざまな相談を受け、地域における適切なサービス・関係機関・制度につなぎ、継続的にフォローするものとする。
 - ・ 障害福祉に関する総合的な相談窓口として、利用者からの相談のほか、関係機関（医療機関、福祉事業所など）からの相談に対応すること。
 - ・ 個別訪問を行う場合は、市が定めるチェックシートを利用すること。

- イ 相談者の日常生活全般についての助言、援助
 - ・相談者の日常生活全般に関する相談に対し助言するとともに、必要に応じて相談者に同行して関係機関へ出向き、手続きなどの支援を行う。
- ウ 相談者の福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
 - ・相談者の日常生活全般についての総合的・専門的な相談窓口として、相談者への助言、援助、福祉サービスの利用援助、福祉サービス導入までの事前調整を行うこと。

② 権利擁護業務

ア 障害者虐待の防止及び啓発に関する業務

イ 障害者虐待ケースへの対応

障害者の虐待防止と養護者への支援に関し、市と連携して下記の業務を行う。

- ・虐待の相談・通報・届出への対応
- ・関係機関からの情報収集と訪問調査
- ・支援方針の決定に向けた障害者虐待対応会議への参加等
- ・措置後の支援
- ・支援実施後のモニタリング

ウ 判断能力を欠く状況にある人への支援

障害者の判断能力の状況等を把握し、必要に応じて成年後見制度又は日常生活自立支援事業等の適切な利用及び申請等を支援する。

エ 消費者被害の防止及び対応に関する業務

(3) 生活困窮者支援業務（自立相談支援事業）

本事業は、本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立などについて、本人の尊厳の確保に配慮しながら、本人の状態に応じた自立を支援する。

- ① 相談者が抱える課題を包括的に把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思確認を通して、個々人の状態にあったプランの作成を行う。また、生活困窮者等が相談をしやすいよう窓口を設置する他、積極的な訪問により相談できる体制を整えること。
- ② プランに基づく支援が決定した後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、本人の自立に向け、就労、精神保健、法律、医療相談等の支援を包括的・継続的に行うこと。
- ③ 就労準備等支援事業実施機関と情報を共有し、連携して事業を行うこと。
- ④ 生活困窮者の早期把握や就労を含めた社会参加の場を広げるため、関係機関とのネットワークを構築するとともに、地域にある社会資源を積極的に活用した支援を実施する。

※ 事業実施に係る市及び関係機関との連携方法及び具体的な実施方法は別紙を参照すること。

(4) 障害者、生活困窮者及び高齢者を含めた上越市版地域包括ケアシステム構築のための業務

- ① 介護及び障害福祉サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービス、ボランティア活動及びインフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境（以下「連携体制」という。）を整備すること。また、連携体制を支える基盤として、多職種協働による地域包括ケアシステムを構築すること。
- ② 上越市版地域包括ケアシステム構築に向けた取組として、専門多職種が連携し地域課題を協議する場として、地域ケア推進会議を年3回以上実施すること。なお、実施1か月前までに地域ケア推進会議計画書をまた、実施後2週間以内に報告書を作成し、それぞれ市担当課に提出すること。

(5) その他

災害発生時においては、市及び関係機関との迅速な連携を図り、必要に応じ要援護者等に対する適切な支援を行うこと。

6 業務体制等

受託者は業務を実施するため、次の体制を整えるものとする。

- (1) 支援センターの管理責任者を定めること。
- (2) 高齢者支援業務には、次に掲げる資格を有する職員を常勤職員として4人以上配置することとし、①から③の職種については、必ず配置すること。
 - ① 社会福祉士等
 - ② 保健師等
 - ③ 主任介護支援専門員等
 - ④ 介護支援専門員
- (3) 障害者等（ひきこもりの人を含む）及び生活困窮者支援業務には、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する職員（相談支援員）を常勤職員として1人以上配置すること。
- (4) (2)、(3)において、常勤雇用ができず、やむを得ず非常勤職員での雇用となった場合は、委託料人件費分の7割の支払いとする。（非常勤職員での対応は2か月間以内とし、2か月を超える期間での非常勤は認めず、減算とする）常勤職員への変更は変更届の提出後の最初の月1日付とし、人件費の支払いもこれに準ずるものとする。
- (5) 相談を受けた事案について、可能な限り速やかに必要な対応を行うこと。
- (6) 相談を受けた者の公的サービスの利用について、必要に応じ、代筆、申請等の手続きをすること。
- (7) 相談を受けた者及びその世帯に関する基礎事項、支援サービス計画、処遇目標、達成状況等を記載した台帳を整備し、継続的支援、処遇の適正実施を図ること。
- (8) 支援センターの運営時間外においても、緊急の相談等に24時間対応できる体制を整えること。

※上越市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例に基づくもの

7 帳簿の整備及び活動計画並びに予算

受託者は本事業の運営について、必要な帳簿を備え付けるとともに、年間活動計画と予算を作成し、市長に提出しなければならない。予算は市の指定する様式で作成し、報告すること。

8 実績報告及び決算

受託者は毎月10日までに前月分の実績を市の指定する様式で報告するとともに、委託期間終了後30日以内に事業実績報告書と決算を市長に報告しなければならない。事業実施報告は、仕様書の事業区分ごとに作成し、事業実施の効果及び評価、今後の課題などを盛り込んだ内容とすること。決算は市の指定する様式で作成し、報告すること。

9 支払いに関する事項

(1) 実績に基づく支払い

① 5-(1)-①-イ 実態把握業務については、契約した単価により上記8の実績報告に基づき支払金額を決定するものとし、対象者1名に対して年度内1回の実績のみを支払いの対象とする。

② 支払いの時期は、実績報告の検収を受けた後、各期の最終月の翌月に請求を受け30日以内に支払うものとする。

第1期： 4月から6月まで

第2期： 7月から9月まで

第3期： 10月から12月まで

第4期： 1月から3月まで

(2) 定額支払い

上記(1)-①を除く業務については、総価契約により決定した金額を次のとおり支払うものとし、支払金額に端数が生じた場合は、1,000円未満を切り捨てた額を第3期までの支払金額とし、端数分は最終支払時に合わせて支払うものとする。

第1期： 4月末 契約金額の30%

第2期： 7月末 契約金額の20%

第3期： 10月末 契約金額の30%

第4期： 1月末 契約金額の20%

10 個人情報の取扱い

(1) 事業実施に当たり、個人情報の取扱いに関して次の事項を遵守すること。

① 個人情報の漏洩の防止

② 受託者以外への利用や第三者への提供の禁止

③ 個人情報の管理についての調査に応ずる義務

④ 事故等の報告義務

(2) 個人情報が漏洩した場合は、市担当課へ速やかに報告し、対応を協議すること。

11 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

12 環境に配慮する共通事項

- (1) 業務に必要な消耗品等（用紙含む）は、可能な限りエコマーク、グリーンマーク商品等を使用すること。
- (2) 業務の遂行にあたり車両を運行する場合は、アイドリングストップや経済速度走行の励行等、できる限り地球温暖化及び大気汚染の防止に努めること。
- (3) その他環境に配慮した業務の遂行に努めること。

13 新型コロナウイルス感染症対策に関する共通事項

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に則り、「新しい生活様式」の実践例をはじめ、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対策を講じること。

14 その他

- (1) 委託業務（特に加算対象の事業や実績払い）について、取組が不十分であると市が判断した場合は口頭で指導を行うこととし、改善が図られない場合は、書面にて事業改善の指導を行う。文書での指導を受けた場合は、改善計画書の提出を必須とする。（書式は任意）
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上決定し処理するものとする。

※見積方法（以下の業務種別・単位に基づき見積もってください。）

	業務種別	単位	予定数量	見積金額
1	高齢者支援業務（実態把握）	1 件	-	単価（非課税）
2	〃（上記以外）	1 式	1	総価（非課税）
3	障害者等支援業務	1 式	1	総価（非課税）
4	生活困窮者支援業務	1 式	1	総価（課税）

(生活困窮者支援業務)

1 市及び関係機関との連携方法

(1) 相談受付時の対応等

新規に相談を受け付けたすべてのケースについて、受託者は別に定める利用者一覧表により、毎週、市へ報告すること。なお、相談受付の段階で、特に生活保護制度へのつながりが必要な緊急性の高いケースについては、受託者から市へ速やかに報告すること。また、受託者は毎月5日までに前月分の支援登録者（継続登録者、当該月の新規登録者及び集結者）名簿を市の指定する様式で報告すること。

(2) 支援調整会議の開催への参加（年12回開催）

市、サービス提供事業者等の関係機関の担当者とともに、支援内容を調整、検討、評価する市主催の会議に毎月1回参加すること。

(3) 事業連絡会への参加（随時）

生活困窮にかかる地域の課題整備や必要な支援体制の検討を行う関係機関を集めた市主催の連絡会に参加すること。

2 委託業務の具体的な実施方法

(1) 支援の方法

- ① 当該事業においては、支援対象者が最終的に安定的な自立生活を営めるようになることを目指して、これを実現するための阻害要因となっている課題解決を図るための支援を行うとともに、関係機関との連携を図るなど各種支援を行う。
- ② 相談支援員が支援対象者に対して支援を行うに当たっては、支援対象者との信頼関係を構築した上で、支援対象者との認識や目標の共有を図りつつ、支援対象者の状況や変化に応じて、制度横断的かつ継続的に支援を行うこと。
- ③ 各種支援制度の利用についての関係機関との連絡調整に当たっては、必要に応じて相談支援員が支援対象者とともに当該機関へ出向いて利用に必要な手続きに関する援助を行うこと。また、当該制度の利用の可否等の結果について確認し、必要に応じて他の支援制度の利用の検討も含めた相談支援を行うこと。

(2) 支援プランと支援台帳の整備

- ① 各支援対象者に対する支援の実施に当たっては、支援開始時に、相談支援員が支援対象者の意思を十分に勘案した上で、支援対象者ごとに、課題、長期目標、各段階における達成目標、活動及び支援内容について、支援プランを策定するものとする。
- ② 支援プラン（案）は、前記1(2)のとおり開かれる支援調整会議において、その内容について承認を得るとともに、関係機関の役割についての調整を行うものとする。支援の終結は、終結後の生活に支障を来すことの無いよう十分に配慮し、支援調整会議の承認後に行うこと。

- ③ 支援プランは概ね3か月ごとに見直しを行うこと。支援プランに基づき実施された支援の内容や支援対象者の変化、目標の達成度合について、支援期間中の段階ごとに評価を行うこと。
- ④ 相談支援員は、支援対象者ごとに支援台帳を作成し、支援対象者の状況、相談・支援の内容、支援による支援対象者の状況の変化等について記録するものとする。

相談から支援までの流れ

相談

お電話や来所相談のほか、ご自宅へも伺います。



対応

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門の資格を持った職員が配置されています。それぞれが専門分野の仕事を行うだけでなく、互いに連携を取りながら、総合的に対応します。

※相談は無料で、秘密は守られます。



支援

介護保険制度のことや、認知症のこと、障害者手帳やサービスに関すること、生活困窮に関すること、ひきこもりに関する事など、必要に応じて医療機関やサービス事業所等と連携を図りながら、住み慣れた地域での生活を支えます。

心配事や悩み事をお持ちの方はいませんか？

ひとりで抱えこまず

地域包括支援センターにご相談ください。

○健康や介護のこと

寝たきりの予防や介護方法、高齢者が集まる場所を知りたい。

○介護サービスのこと

介護保険制度について知りたい。介護サービスを利用したい。

○認知症なんでも相談窓口

専門の医療機関を教えてください。
認知症のことや、その予防方法を知りたい。

○権利を守ること

財産管理、消費者被害、虐待などについて心配がある。
成年後見制度について知りたい。

○障害に関すること

障害者手帳を取得したい、障害福祉サービスを利用したい。
障害者が集まる場所を知りたい。

○生活困窮に関する相談

就労ができず生活に困窮している。生活が維持できない。

○ひきこもりに関すること

日中の居場所や就労のこと、将来のことについて相談したい。

○様々な相談事

ひとり暮らし・高齢者世帯等で、生活の中で困ったことや心配な
ことがあり、相談したい。

高齢者の健康や介護、認知症のこと、障害に関すること、ひきこもり、生活困窮等の総合相談窓口 地域包括支援センターのご案内

問い合わせ先：上越市すこやかなくらし包括支援センター 電話 025-526-5623

名称及び所在地	連絡先及び 開設日時※	担当エリア
1 地域包括支援センターたかだ 西城町3丁目6番31号 老人保健施設「くびきの」内	電話：025-526-1155 FAX：025-526-1157	本町3～7丁目、仲町3～6丁目 大町3～5丁目、西城町1～4丁目 寺町2.3丁目、大手町、本城町 幸町、北本町1～4丁目、栄町 新町、東本町1～5丁目、 高土町1.2丁目、北城町1～4丁目
	開設日時：月～金 8:30～17:15	
2 みんなでいきる地域包括支援センター 大貫2丁目16番23号 特別養護老人ホーム「サンクスレルヒの森」内	電話：025-520-8970 FAX：025-520-8971	金谷区、三郷区
	開設日時：月～金 8:30～17:30	
3 センター病院地域包括支援センター 南高田町6番9号 「上越地域医療センター病院」内	電話：025-527-3880 FAX：025-527-3855	南本町1～3丁目、南城町1～4丁目 本町1.2丁目、仲町1.2丁目、 大町1.2丁目、東城町1～3丁目 寺町1丁目、南新町、南高田町 和田区
	開設日時：月～金 8:30～17:15	
4 高田の郷地域包括支援センター 新南町28番地3 老人保健施設「高田の郷」内	電話：025-521-5133 FAX：025-521-5155	新道区、諏訪区 津有区、高土区
	開設日時：月～金 8:30～17:30	
5 リボーン地域包括支援センター 下門前1910番地 有料老人ホーム「スローライフもんぜん」内	電話：025-530-7802 FAX：025-530-7804	春日区、有田区
	開設日時：月～金 8:30～17:30	
6 ふもと地域包括支援センター 中央1丁目23番26号 介護医療院「えがおと虹の森ふもと」内	電話：025-531-1502 FAX：025-543-2144	西本町1～3丁目、御幸町、 あけぼの、四ツ屋、旭区、横町 本町、天王町、荒川町、福永町 沖見町、塩浜町、浜町、住吉町 港町1.2丁目、市之町、 八千浦区、保倉区、北諏訪区
	開設日時：月～金 8:30～17:30	
7 地域包括支援センター府中会（拠点） 東雲町2丁目11番6号 ケアハウス「至徳路」内	電話：025-544-3325 FAX：025-544-3401	東雲町1.2丁目、栄町1.2丁目 新光町3丁目、五智1～6丁目 雇用促進、五智新町、虫生岩戸 国府1～4丁目、小丸山団地、 加賀町、石橋、石橋1.2丁目 谷浜・桑取区、名立区
	開設日時：月～金 8:30～18:00	
名立地域包括支援センター（サテライト） 名立区名立大町4174番地 地域密着型介護老人福祉施設「名立ひなさき」内	電話：025-520-8320 FAX：025-520-8302	
	開設日時：月～金 8:30～17:30	
8 しおさいの里地域包括支援センター 大湯くらし支援室（拠点） 大湯区土底浜1079番地 「大湯保健センター」内	電話：025-535-1151 FAX：025-535-1157	大湯区、頸城区
	開設日時：月～金 8:30～17:30	
しおさいの里地域包括支援センター 頸城くらし支援室（サテライト） 頸城区百間町636番地 「頸城区総合事務所」内	電話：025-546-7323 FAX：025-546-7325	
	開設日時：月～金 8:30～17:30	

名称及び所在地	連絡先及び 開設日時※	担当エリア
9 柿崎地域包括支援センター（拠点） 柿崎区柿崎5548番地 特別養護老人ホーム「よねやまの里」内	電話：025-536-6312 FAX：025-536-4405	柿崎区、吉川区
	開設日時：月～金 8:30～17:30	
吉川地域包括支援センター（サテライト） 吉川区原之町1819番地1 特別養護老人ホーム「ほほ笑よしかわの里」隣	電話：025-548-3030 FAX：025-548-3377	
	開設日時：月～金 8:30～17:30	
10 浦川原地域包括支援センター（拠点） 浦川原区顕聖寺242番地2 「浦川原高齢者生活福祉センター」内	電話：025-599-3872 FAX：025-599-3873	浦川原区、安塚区
	開設日時：月～金 8:30～17:30	
安塚地域包括支援センター（サテライト） 安塚区安塚2549番地5 「安塚やすらぎ荘」内	電話：025-592-3033 FAX：025-592-3060	大島区、牧区
	開設日時：月～金 8:30～17:30	
大島地域包括支援センター（サテライト） 大島区岡3388番地1 「大島地区公民館」内	電話：025-594-7109 FAX：025-594-7110	
	開設日時：月～金 8:30～17:30	
牧地域包括支援センター（サテライト） 牧区大月252番地 特別養護老人ホーム「沖見の里」内	電話：025-529-3181 FAX：025-533-6531	
	開設日時：月～金 8:30～17:30	
11 上越あたご地域包括支援センター三和 （拠点） 三和区井ノ口444番地 「三和区総合事務所」内	電話：025-530-7581 FAX：025-530-7582	三和区、中郷区
	開設日時：月～金 8:30～17:30	
上越あたご地域包括支援センター中郷 （サテライト） 中郷区二本木1959番地4 「中郷保健相談センター」内	電話：0255-74-2355 FAX：0255-74-2633	板倉区、清里区
	開設日時：月～金 8:30～17:30	
上越あたご地域包括支援センター板倉 （サテライト） 板倉区針722番地1 「板倉区総合事務所」内	電話：0255-78-7531 FAX：0255-78-7532	
	開設日時：月～金 8:30～17:30	
上越あたご地域包括支援センター清里 （サテライト） 清里区荒牧18番地 「清里区総合事務所」内	電話：025-530-7612 FAX：025-530-7613	
	開設日時：月～金 8:30～17:30	

※土日・祝日、年末年始等 休み

上越市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の円滑かつ適正な運営を図るため、上越市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) センターの設置等に関すること。
- (2) センターの運営の評価に関すること。
- (3) センターの職員の確保に関すること。
- (4) 地域における介護保険以外の福祉サービス等との連携その他の地域包括ケアに関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 運営協議会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 介護サービス又は介護予防サービスに関係する事業者又は団体の代表者
- (2) 介護サービス又は介護予防サービスを利用している人
- (3) 介護保険以外の福祉サービスに関係する事業者又は団体の代表者
- (4) 権利擁護、相談事業等を行う機関に属する人
- (5) 学識経験者
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他市長が必要と認める人

(委員の任期)

第4条 運営協議会の委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 運営協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 運営協議会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 運営協議会の庶務は、すこやかなくらし包括支援センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

【地域包括支援センター用】 1.業務チェックシート

■業務チェックシートへの入力方法■

- 入力する箇所は「青色」の網掛けのあるセルとなります。
下記の各設問について、該当するものに○を選択してください（プルダウン方式）。該当しない場合は「×」のままで結構です。
※ 「該当する」の考え方について
「地域包括支援センター運営状況調査票」の各設問において「1」を選択した場合「○」となります。
「1」以外を選択した場合（「2」「3」など、無回答も含む）は「×」となります。
- 地域包括支援センターが回答する「センター指標」（表右側）以外に、「市町村指標」（表左側）も掲載していますが、
入力の必要はありません。市町村の指標についてご確認ください（参考情報）。
- 入力が完了すると、次のシート「2.レーダーチャート」に貴センターの評価結果がレーダーチャートにて示されています。
「全国調査結果」欄は、**2020年度（令和2年度）**の全国調査結果数値です。比較し貴センターの特徴を確認できます。

以下の青色のセルについて、該当するものに○を選択してください。↓

市町村指標		該当するものに○	全国調査結果	センター指標		該当するものに○	全国調査結果
1 組織・運営体制等							
(1) 組織運営体制							
1	Q19	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	68.9%	1	Q11	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	93.3%
2	Q20	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	72.8%	2	Q11-1	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。 (Q11で「○」の場合のみ回答する欄です。Q11で「×」の場合は、「×」を選択してください)	84.5%
3	Q21	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援、指導の内容を改善したか。	48.2%	3	Q12	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	95.5%
4	Q22	市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的に開催しているか。	85.6%	4	Q13	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	93.0%
5	Q23	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供しているか。	97.5%	5	Q14	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	97.3%
				6	Q15	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。	82.6%
6	Q24	センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。	91.7%				
7	Q25	センターにおいて、3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）が配置されているか。	74.2%	7	Q16	3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）を配置しているか。	59.5%
8	Q26	センターの3職種（準ずる者含む）一人当たり高齢者数（圏域内の高齢者数／センター人員）の状況が1,500人以下であるか。	59.7%				
9	Q27	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	44.6%	8	Q17	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	64.9%
				9	Q18	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。	79.6%
10	Q28	センターに対して、夜間・早朝の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	73.0%	10	Q19	夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	66.3%
11	Q29	センターに対して、平日以外の窓口（連絡先）の設置を義務付けているか。	76.1%	11	Q20	平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	69.0%
12	Q30	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	95.5%	12	Q21	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	96.6%
13	Q31	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	83.3%				
平均点数・個数			9.7	平均点数・個数		0	9.8
平均点数・%			74.7%	平均点数・%		0.0%	81.8%

市町村指標		該当するものに○	全国調査結果	センター指標		該当するものに○	全国調査結果		
(2) 個人情報の保護									
14	Q32	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。		92.9%	13	Q22	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。		90.2%
15	Q33	個人情報漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。		79.1%	14	Q23	個人情報漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。		86.3%
					15	Q24	個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置しているか。		91.8%
					16	Q25	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。		64.4%
16	Q34	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。		88.4%					
平均点数・個数			0	2.6	平均点数・個数			0	3.3
平均点数・%			0.0%	86.8%	平均点数・%			0.0%	83.2%
(3) 利用者満足の上									
17	Q35	苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。		81.3%	17	Q26	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。		94.9%
18	Q36	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。		95.1%	18	Q27	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。		95.5%
19	Q37	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。		77.0%	19	Q28	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。		94.8%
平均点数・個数			0	2.5	平均点数・個数			0	2.9
平均点数・%			0.0%	84.5%	平均点数・%			0.0%	95.1%
1 組織運営体制等 計 点数:個数			0	14.8	1 組織運営体制等 計 平均点数:個数			0	16.0
1 組織運営体制等 計 点数:%			0.0%	78.1%	1 組織運営体制等 計 平均点数:%			0.0%	84.2%

市町村指標		該当するものに○	全国調査結果	センター指標		該当するものに○	全国調査結果		
2 個別業務									
(1) 総合相談支援業務									
20	Q38	市町村レベルの関係団体(民生委員等)の会議に、定期的に参加しているか。		83.9%					
					20	Q29	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。		93.8%
21	Q39	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の最終条件を定めているか。		47.6%	21	Q30	相談事例の最終条件を、市町村と共有しているか。		67.2%
22	Q40	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。		88.5%	22	Q31	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。		93.6%
23	Q41	1年間に於けるセンターの相談件数を把握しているか。		98.5%	23	Q32	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。		98.4%
24	Q42	センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。		96.3%	24	Q33	相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。		96.0%
25	Q43	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。		87.8%	25	Q34	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残留して取りまとめているか。		95.4%
平均点数・個数			0	5.0	平均点数・個数			0	5.4
平均点数・%			0.0%	83.8%	平均点数・%			0.0%	90.8%
(2) 権利擁護業務									
26	Q45	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。		78.6%	26	Q36	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。		79.5%
27	Q46	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。		90.9%	27	Q38	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。		96.6%
28	Q47	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。		92.9%	28	Q39	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。		95.7%
29	Q48	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。		81.2%	29	Q40	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。		91.3%
					30	Q41	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。		82.7%
平均点数・個数			0	3.4	平均点数・個数			0	4.5
平均点数・%			0.0%	85.9%	平均点数・%			0.0%	89.2%
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務									
30	Q49	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握し、センターに情報提供しているか。		77.1%	31	Q42	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。		91.1%
31	Q50	センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。		69.6%	32	Q43	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。		65.5%
32	Q51	介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。		47.3%	33	Q44	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。		87.2%
33	Q52	地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。		53.1%					
34	Q53	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。		83.6%	34	Q45	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。		85.7%
					35	Q46	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。		80.5%
35	Q54	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。		70.9%	36	Q47	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。		75.2%
平均点数・個数			0	4.0	平均点数・個数			0	4.9
平均点数・%			0.0%	66.9%	平均点数・%			0.0%	80.9%

市町村指標		該当するものに○	全国調査結果	センター指標		該当するものに○	全国調査結果		
(4) 地域ケア会議									
36	Q55	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。		66.3%	37	Q48	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。		79.6%
37	Q55-1	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。 (Q55で「1」(○)の場合のみ回答する欄です。Q55で「×」の場合は、「×」を選択してください)		52.1%					
38	Q56	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して周知しているか。		66.6%	38	Q49	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。		76.4%
39	Q59	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。		90.3%	39	Q50	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。		91.8%
40	Q61	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。		85.7%	40	Q53	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。		80.1%
41	Q62	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。		75.6%	41	Q54	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。		88.6%
42	Q63	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。		76.7%	42	Q55	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。		82.7%
43	Q64	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。		66.0%	43	Q56	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。		80.4%
44	Q65	生活援助の訪問回数が多いケアプラン(生活援助中心のケアプラン)の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。		63.5%					
45	Q67	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。		74.0%	44	Q51	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。		72.1%
46	Q68	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。		86.1%	45	Q57	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。		91.0%
47	Q69	センター主催及び市町村主催も含めた、地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。		15.3%					
48	Q70	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言しているか。		49.8%					
平均点数・個数			0	8.7	平均点数・個数			0	7.4
平均点数・%			0.0%	66.8%	平均点数・%			0.0%	82.5%
(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援									
49	Q71	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。		59.7%	46	Q58	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。		74.0%
50	Q72	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。		82.0%	47	Q59	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。		96.0%
51	Q73	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。		33.7%	48	Q60	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。		52.0%
52	Q74	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。		60.0%	49	Q61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。		81.7%
53	Q75	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示しているか。		58.9%	50	Q62	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。		93.9%
54	Q76	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。		94.8%					
平均点数・個数			0	3.9	平均点数・個数			0	4.0
平均点数・%			0.0%	64.8%	平均点数・%			0.0%	79.5%
2 個別業務 計 点数:個数			0	25.0	2 個別業務 計 平均点数:個数			0	26.2
2 個別業務 計 点数:%			0.0%	71.6%	2 個別業務 計 平均点数:%			0.0%	84.4%

市町村指標		該当するものに○	全国調査結果	センター指標		該当するものに○	全国調査結果		
3 事業間連携(社会保障充実分事業)									
55	Q77	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。		79.6%	51	Q63	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。		89.1%
56	Q78	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。		89.1%	52	Q64	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。		96.5%
57	Q79	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。		88.5%	53	Q65	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。		83.0%
58	Q80	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。		93.2%	54	Q66	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。		89.2%
59	Q81	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。		91.7%	55	Q67	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。		88.7%
3 事業間連携 計 平均点数・個数			0	4.4	3 事業間連携 計 平均点数・個数			0	4.5
3 事業間連携 計 平均点数・%			0.0%	88.4%	3 事業間連携 計 平均点数・%			0.0%	89.3%